

## 美波町地域おこし協力隊募集要項

美波町は、その名の通り変化に富んだ海岸線で太平洋に臨む美しい町です。四国八十八カ所23番札所・薬王寺をはじめとする名所旧跡や、伝統の祭りも今に受け継がれ、各種イベントなど四季を通じて、多彩な魅力にあふれています。

しかし、近年本町では少子高齢化や人口流出による深刻な過疎化が進み、地域力の低下が懸念されており、担い手となる人材の確保が重要な課題となっています。本町では、そういった現状課題に向き合うべく、平成30年12月に活気あふれるにぎやかな町であり続けることを目指し、本町のまちづくりのキャッチフレーズを「“にぎやかそ”にぎやかな過疎の町『美波町』」と定め、このキャッチフレーズをもとに豊かな自然を活かしつつ、一人ひとりが輝くまちを目指し、まちづくりを進めています。

ついては、豊かな自然環境の中で、各地区での地域づくり推進業務に従事してもらい、地域の人と共にまち(地域)を「にぎやか(活性化)」にする取り組みにお手伝いいただける方を次のとおり募集します。

### 1. 募集人数

美波町地域おこし協力隊 3名予定

### 2. 業務概要

別紙「令和3年度美波町地域おこし協力隊募集内容一覧」を参照ください。

### 3. 応募資格

次の(1)から(10)を全て満たす方。

- (1) 地域おこし協力隊に任用日現在(令和3年4月1日予定)において、満20歳以上の方。(性別は問いません。)
- (2) 総務省が定める三大都市地域をはじめとする都市地域等(※1)に在住しており、任用後は住民票を美波町に移動し居住できる方。  
ただし、在住地の要件がこの限りでない場合がありますので、詳しくは担当までお問い合わせいただくか、総務省の地域おこし協力隊の地域要件(※2)をご確認ください。  
※1 「三大都市地域をはじめとする都市地域等」とは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県、並びに札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市のうち、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法及び半島振興法に指定された地域以外の都市をいいます。  
※2 ①「地域おこし協力隊員の地域要件について」  
([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000717566.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000717566.pdf))  
②「特別交付税措置に係る地域要件確認表」  
([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000717676.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000717676.pdf))
- (3) 心身ともに健康で、地域の活性化や住民と協働による活動に意欲と情熱を持って取り組むことができる方。
- (4) 地域の特性や慣習等を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることのできる方。
- (5) 地域おこし協力隊の任期終了後も、美波町に定住し、起業・就業しようとする意欲を持つ方。
- (6) 普通自動車免許を所持しており、実際に自動車の運転ができる方。
- (7) パソコンの一般的な操作(Word、Excel、Power Point など)ができる方。
- (8) SNSなどを活用して情報発信のできる方。
- (9) 美波町の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方。
- (10) 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員に該当しない方。

#### 4. 勤務場所

別紙「令和3年度美波町地域おこし協力隊募集内容一覧」を参照ください。

#### 5. 任用形態及び期間

(1) 美波町会計年度任用職員(パートタイム)として町長が任用します。

(2) 任用期間は、任用日から令和4年3月31日までとします。

※ 再任用により最長3年間延長を行う場合があります。ただし、毎年度末に報告会等を行い、再任用について判断します。また、任用期間中であっても協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用を取り消すことができるものとします。

#### 6. 報酬等

(1) 報酬月額：160,000円(社会保険料等自己負担分含む)

※ 年単位で昇給有。

(2) 期末手当：支給条件に応じて、年2回(6月と12月)の賞与有。

#### 7. 勤務日及び勤務時間

(1) 勤務日数：週5日以内とし、その勤務時間は、1日につき6時間45分勤務。

※ 業務内容によっては、土日、祝日の勤務があります。

(2) 勤務時間：1日につき6時間45分、原則週33時間45分を基準とする。基本的には、午前9時30分から午後5時15分、休日及び時間外勤務については振替可能。

#### 8. 待遇及び福利厚生

(1) 社会保険等：社会保険等(雇用保険、厚生年金、健康保険)に加入します。

(2) 住居：任用期間中に生活する住居は、美波町が準備した住居又は賃貸住宅(町が費用負担)になります。(転居費用、共益費、光熱水費等は除く。)

(3) 交通費等：任用期間中の必要な旅費は町で負担し、活動用自動車は用意します。

※ 通勤に係る費用については、支給いたしません。

(4) 活動費：自動車燃料代及びその他活動に要する経費(消耗品、研修負担金等)は町が負担します。

(5) 副業：勤務時間外や休日で業務に支障がなければ、規則内で副業を認める場合があります。

#### 9. 休暇、有給休暇及び特別休暇

(1) 休暇：週休2日を原則として、業務内容によっては調整することとなります。

(2) 有給休暇及び特別休暇：年次有給休暇及び夏季休暇等の特別休暇については、美波町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年美波町規則第10号)の定めるところにより、任用期間に応じた日数が付与されます。

#### 10. 応募方法

(1) 応募受付期間：随時受付をしておりますが、定員になり次第受付を終了します。

(2) 応募書類：下記の書類を持参又は郵送にてご提出ください。

① 応募用紙

② 履歴書(市販のもの)

③ 納税証明書

④ 免許証のコピー

※ 必ず本人がボールペンで記入してください。

※ 提出いただいた書類については、返却いたしませんのでご了承ください。

(3) お申込み・お問い合わせ先：

〒779-2395 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18番地1

美波町役場 政策推進課 地域おこし協力隊担当

電話：0884-77-3616 FAX：0884-77-1666  
電子メール：seisakusuishin@minami.i-tokushima.jp

## 11. 選考方法

### (1) 第1次選考(書類選考):

応募書類をもとに書類選考を行います。選考結果は、応募者全員にお伝えします。

### (2) 第2次選考(面接):

第1次選考合格者を対象に、美波町において面接を行います。日時等の詳細については、第1次選考結果通知の際にお知らせいたします。

なお、第2次選考に要する交通費及び宿泊費等は自己負担とします。

また、面接に来ていただく方には、第1次選考結果通知とともに健康診断表用紙を送付しますので、面接までに健康診断を受診し、面接当日お持ちください。

### (3) 最終選考結果の通知:

面接後2週間以内に第2次選考受験者全員に最終選考結果を通知します。

なお、選考内容についてはお答えできませんので、予めご了承ください。

## 12. その他

(1) 応募書類に記載された個人情報については、美波町地域おこし協力隊に係る選考及び任用手続きに必要な範囲で利用します。

(2) 美波町の概要や美波町地域おこし協力隊等に関する情報については、下記のホームページ等をご参照ください。

【美波町公式ホームページ】 <https://www.town.minami.lg.jp/>

【美波町地域おこし協力隊 Facebook】 <https://www.facebook.com/minami.kyouryokutai/>

(3) Web 会議システムを利用したリモートでのお問い合わせにも対応いたしますので、希望される場合は事前にご連絡ください。

○ 令和 3 年度美波町地域おこし協力隊募集内容一覧

	担当課名	業務内容				
		募集事業	仕事内容	募集人員	勤務場所	募集追加事項
1		地域づくり推進事業 【伊座利の未来を考 える推進協議会】	次の活動内容の中から応募者が選択できます。 1) 漁業支援業務(例:魚の通販などの活動) 2) 漁業(漁協)関係業務 3) 持続可能な地域を目指していくことに寄与することが想定される応募者からの提案型業務 例①魚の有利販売手法の検討・実証 ②地域への移住促進活動 ③人口減少と大自然災害に向き合う「防災も地域づくり」に関する地域維持方策の検討や実証実験活動 ④将来、地域に関わる起業に向けた活動など	1名	美波町 伊座利地区	・家族連れは特に歓迎 ・田舎生活は甘くありません 全て自己責任で移り住む 「自覚」と「覚悟」をもった方 ・地域(住民)に積極的に馴染み、地域の共同活動や行事に参加できる方 ・何事においても汗をかくことができ、辛抱ができる方
2	政策推進課	地域づくり推進事業 【木岐まちづくり協議会】	※下記活動は予定ですので、任用後に相談 1) 木岐聖ヶ丘農林漁業体験施設(※ドミトリー聖ヶ丘)の管理・運営 ドミトリー聖ヶ丘:木造平屋建(宿泊4室20名及び体験交流棟)の管理、運営(清掃、予約管理、体験内容の充実など) ※当施設は協議会が指定管理を受けている避難所を兼ねた宿泊体験施設 2) 木岐まちづくり協議会の事務 ・協議会事務及び運営 ・広報活動(公式ブログ「嬉々と暮らそう!」更新、定例広報発行) ・各種イベント時の準備・運営 3) 協議会構成団体の支援 ・各団体の実施する活動補助 例:かかしコンテスト、椿まつり、共楽運動会等 4) その他 地域にとって必要と思われる活動の企画、新しい事業の実施など。特に令和3年度は、防災まちづくり計画を策定	1名	美波町 木岐地区	・挑戦意欲が高く、起業や新規事業に意欲的に取り組む方

	担当課名	業務内容				
		募集事業	仕事内容	募集人員	勤務場所	募集追加事項
3	政策推進課	地域づくり推進事業 【美波町観光協会】	<p>美波町観光協会は、美波町を中心とする観光事業の整備振興を図り、併せて、文化の向上と産業、経済の発展に寄与することを目的としています。主たる活動内容については、下記のとおりです。</p> <p>1) 関係者と協調して以下の事業等に取り組んでもらう</p> <p>①観光振興事業 美波町の観光イベント(由岐伊勢エビまつり、ひわさ冬まつりなど)に関する業務</p> <p>②観光宣伝・受入事業</p> <p>▶インバウンド事業 ・インバウンド受入データの収集・集計とその活用 ▶着地型ツアー事業(商品化を目指し強化していく) ・協会独自の着地型定番プラン ・役場からの委託事業(土佐街道ならびに遍路道) ・OTAと連携したツアー企画と実施 ・オイスターBAR、阿波番茶、薬王寺プランの実施 ・JAと連携したツアー企画と実施</p> <p>▶ぬるキャラ・外部発信PR事業 ・かめファミリーをつかったメディアPR など</p> <p>2) 観光案内所窓口(道の駅)でのお客様への案内業務 ※観光ボランティアガイド会のサポートおよび外国人対応含む</p> <p>3) 町内の宿泊業者・飲食業者を定期的に巡回訪問しての来町観光聞き取り調査</p> <p>※以上が主たる業務となります。またその他、各種イベントのお手伝い、各種会議への出席、PR業務等もお願いすることがあります。</p>	1名	道の駅日和佐内の観光案内所	<p>▶観光業務に対する熱意と好奇心があり、関係者と協調して事業を遂行できる方</p> <p>▶<u>パソコンを使用した事務業務が可能で、簡易なチラシ等の制作ができ、SNSを使った情報発信ができる方</u>、または、<u>英語対応の接客ができる方</u>、もしくは、<u>観光ガイドに興味がある方</u>、<u>釣りが好きで人に教えられる経験がある方</u>の受入を望みます。 ※観光業務に熱意のある方であれば、受入させていただく場合があります。</p> <p>▶土日祝日の勤務が可能な方(毎週ではありません)</p> <p>▶自動車の運転免許を有する方</p> <p>※昼休みが13~14時になる場合があります。</p>

## 美波町地域おこし協力隊応募用紙

記入日：令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	印	生年月日	昭和・平成 年 月 日		
		年齢	才	性別	男・女
現住所	〒 ー				
職業 又は 学校名		連絡先	自宅	ー	ー
			勤務先	ー	ー
			携帯	ー	ー
連絡先 (e-mail)	@				
運転免許	種類 ( 普通・中型・大型 ) ( AT限定・MT )				
希望業務					
応募の動機・やりたいこと(アピールしたい点等)					